

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たると翌日)

平成七年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇ 告 示 字の区域の新設等(市町村振興課)

土地改良法による換地処分(農村整備課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき赤碕町長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による以西(大父木地)地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

新たに画する
字の名称

同上の区域(平成六年八月三十日現在の地番による。)

大字大父字木地
ノ中

大字大父字下海中八二九の一部、八二九の一、八三〇の一部、八三一の五の一部、八三二、八三三、八三三の一、八三四、八三五の一、八三五の二、八三六から八三九まで、八三九の一、八四〇、八四一、八四一の一及びこれらと一体をなす国有地
大字大父字海中八四二、八四二の一、八四三、八四四、八四五、八四六の一から八四六の四まで、八四七、八四八及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字大父字上海中八六六の一部、八六七の一の一部、八七二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八七三と一体をなす国有地の一部

大字大父字木地
ノ上

大字大父字上海中八六四の二の一部、八六七の一の一部、八六七の三、八六八、八六九の一、八六九の二、八七〇、八七一、八七二の一部、八七三、八七四及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字大父字山根田八七五の一の一部、八七五の二から八七五の四まで、八七六、八七七の一から八七七の三まで、八七八の一、八七八の二、八七九から八八二まで、八八二の一、八八三及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字大父字澤ノ上八八六の一部、八八七の一部、八八七の一、八八八、八八九の一部、八九五の一の一部、八九五の二から八九五の五まで、八九五次一、八九六の一から八九六の五まで、八九七、八九九の一部、九〇〇の一部、九〇〇の一、九〇〇の二の一部、九〇〇の三の一部、九〇一、九〇二の一から九〇二の四まで、九〇三の四、九〇七の二の一部、九〇七の三の一部、九〇七の四、九〇七の五及びこれらと一体をなす国有地
大字大父字山根田平一〇〇一の一部

鳥取県告示第百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成六年八月三十日現在の地番による。）
大字大父字下海中	大字大父字下海中のうち八二九の一部、八二九の一、八三〇の一部、八三一の五の一部、八三二、八三三、八三三の一、八三四、八三五の一、八三五の二、八三六から八三九まで、八三九の一、八四〇、八四一、八四一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字大父字海中	大字大父字海中のうち八四二、八四二の一、八四三、八四四、八四五、八四六の四から八四六の四まで、八四七、八四八及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字大父字上海中	大字大父字上海中のうち八六四の二の一部、八六六の一部、八六七の一、八六七の三、八六八、八六九の一、八六九の二、八七〇から八七四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字大父字山根田	大字大父字山根田のうち八七五の二の一部、八七五の二から八七五の四まで、八七六、八七七の二から八七七の三まで、八七八の一、八七八の二、八七九から八八二まで、八八二の一、八八三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字大父字澤ノ上	大字大父字澤ノ上のうち八八六の一部、八八七の一部、八八七の一、八八八、八八九の一部、八九五の二の一部、八九五の二から八九五の五まで、八九五次一、八九六の二から八九六の五まで、八九七、八九九の一部、九〇〇の一部、九〇〇の一、九〇〇の二の一部、九〇〇の三の一部、九〇一、九〇二の二から九〇二の四まで、九〇三の四、九〇七の二の一部、九〇七の三の一部、九〇七の四、九〇七の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字大父字山根田平	大字大父字山根田平のうち一〇〇一の一部以外の区域

第五十四条第三項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業に係る以西（大父木地）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成七年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年二月十四日

鳥取県公安委員長 松 本 徹

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	CRスーパービー2	株式会社雷尾
〃	星凸IDX	〃
〃	星凸IA	〃
回胴式遊技機	クリエーター7S	株式会社北電子